

令和 8 年第 4 回東串良町農業委員会  
会 議 録

日時：令和 8 年 4 月 2 7 日（月）午前 1 0 時 0 0 分～

場所：東串良町役場委員会室（3 階）

令和8年第4回東串良町農業委員会会議録

招集年月日	令和8年4月27日						
招集場所	東串良町役場委員会室（3階）						
開催の日時及び宣言	開会	令和8年4月27日 午前10時00分				議長	大村 教男
	閉会	令和8年4月27日 午前10時51分				議長	大村 教男
農業委員	出欠	番号	氏名	出欠	番号	氏名	
出席数8名 欠席数 名	○	1	吉ヶ崎 弘一	○	5	鶴丸 千尋	
	○	2	松留 立美	○	6	木佐貫 一孝	
	○	3	稲村 照隆	○	7	櫻木 孝二	
	○	4	大村 教男	○	8	内村 初子	
出席○ 欠席×	○		有留 幸路	○		松元 友信	
	×		中村 春樹	○		杉木 秀幸	
	○		福岡 みどり	○		松留 和江	
	○		村吉 博美	○		谷口 憲三	
最適化推進委員	○		有留 幸路	○		松元 友信	
	×		中村 春樹	○		杉木 秀幸	
出席数7名 欠席数1名	○		福岡 みどり	○		松留 和江	
	○		村吉 博美	○		谷口 憲三	
会議録署名委員	6番	木佐貫 一孝		7番	櫻木 孝二		
出席した事務局職員	局長	上野 勝志		書記	宮之前 博一 出水 翔太・中村 一雅		
会議に付した事項	日程第1 議案第14号 農用地利用集積等促進計画案の意見について						
	日程第2 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について						
	日程第3 議案第16号 農業振興整備計画に伴う意見聴取について						
	日程第4 議案第17号 地域農業経営基盤強化促進計画に対する意見聴取について						
	日程第5 議案第18号 農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について						
	日程第6 議案第19号 農地あっせん委員の選任について						
	日程第7 議案第20号 令和8年度最適化活動の目標の設定について						
	日程第8 議案第21号 令和8年度東串良町農業委員会活動計画について						

## 議長（大村）

皆さんおはようございます。

ただいまから定例総会を始めたいと思います。中村委員より欠席届が提出されております。

（全出席で16名）

出席者15名で、定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会令和8年第4回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員を、6番木佐貫委員と7番櫻木委員にお願いいたします。

ここで諸般の報告をいたします。

基盤強化促進法による賃借権の合意解約が3件3筆、農地法第3条による賃借権の合意解約が1件4筆ありました。

総会資料の最後の方に添付してありますので、あとでお目通しをお願いいたします。

それでは議事に入る前に、令和8年3月定例総会資料に一部訂正がありましたので、事務局の方より報告をお願いします

## 事務局（出水）

それでは、報告させていただきます。

令和8年3月定例総会資料において、令和8年度農作業の標準賃金について審議を行いました。資料に議案番号の記載が漏れていましたので、議案第13号の記載を追加させていただきました。

資料は今月資料の最後に添付しておりますので、確認の方よろしく申し上げます。

以上で令和8年3月定例総会資料の訂正についての報告を終わらせていただきます。

## 議長（大村）

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。発言される方は必ず議長の許可を受けて、発言くださるようお願いいたします。

はじめに、日程第1議案第14号農用地利用集積等促進計画案の意見について議題といたします。

今回の農用地利用集積等促進計画案については、賃借権が18件、使用貸借権が8件、所有権移転が3件あります。それでは事務局の説明をお願いしたいところでありますが、所有権移転の2番は最終的な譲受人が吉ヶ崎委員が役員を務める法人となりますので、先に質疑を行わせていただきたいと思います。

東串良町農業委員会会議規則第 25 条によって、委員は自己又は同居の親族に関する事項についての議事に参与することはできないとなっておりますので、〇〇委員は質疑の間退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

それでは、事務局の説明をお願いします。

**事務局（中村）**

それでは説明いたします。資料 5 ページをご覧ください。

所有権移転の買入の 2 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は鹿児島市の公益財団法人鹿児島県地域振興公社、申請地は議案書に記載のあるとおり、売買による所有権移転でございます。予定としましては、6 月 1 日に公益財団法人鹿児島県地域振興公社が買入れて、12 月 1 日に株式会社〇〇さんへ売渡予定となっております。以上で説明を終わります。

**議長（大村）**

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、質疑が終了したので、〇〇委員の入室を認めます。

(〇〇委員入室)

それでは、引き続き事務局の説明をお願いします。

**事務局（中村）**

それでは説明いたします。資料 1 ページをご覧ください。

賃借権の 1 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

次に 2 番、貸人は〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 3 番、貸人は〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記

載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 4 番、貸人は〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 5 番、貸人は〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 6 番、貸人は〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

資料 2 ページをご覧ください。

次に 7 番、貸人は〇〇さん、借人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

次に 8 番、貸人は〇〇さん、借人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

次に 9 番、貸人は〇〇さん、借人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

次に 10 番、貸人は〇〇さん、借人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

資料 3 ページをご覧ください。

次に 11 番、貸人は〇〇さん、借人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 12 番、貸人は〇〇さん、借人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 13 番、貸人は〇〇さん、借人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 14 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の株式会社〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 15 番、貸人は〇〇さん、借人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 16 番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 17 番、貸人は〇〇さん、借人は大崎町の株式会社〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 18 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇株式会社さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 20 年の利用権設定でございます。

資料 4 ページをご覧ください。

使用貸借権の 1 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

次に 2 番、貸人は〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

次に 3 番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 4 番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の〇〇株式会社さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 5 番、貸人は〇〇さん、借人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 6 番、貸人は〇〇さん、借人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 20 年の利用権設定でございます。

次に 7 番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 8 番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

資料 5 ページをご覧ください。

所有権移転の買入の 1 番、譲渡人は〇〇さん、〇〇さん、譲受人は鹿児島市の公益財団法人鹿児島県地域振興公社、申請地は議案書に記載のあるとおり、売買による所有権移転でございます。

次に 2 番につきましては、先ほど説明させていただきましたので、省略させていただきます。

次に 3 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は鹿児島市の公益財団法人鹿児島県地域振興公社、申請地は議案書に記載のあるとおり、売買による所有権移転でございます。予定としましては、6 月 1 日に公益財団法人鹿児島県地域振興公社が買入れて、12 月 1 日に 1 番は〇〇さん、3 番は〇〇さんへ売渡予定となっております。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもちまして、日程第1議案第14号農用地利用集積等促進計画案の意見については原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第2議案第15号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

今回申請がなされたのは、賃借権が6件、使用貸借権が1件、所有権移転が5件となっております。それでは、事務局の説明をお願いしたいところではありますが、資料7ページの賃借権の66番の貸人及び資料10ページの所有権移転の71番の譲受人が私となっておりますので、質疑の間退席し、議事進行を東串良町農業委員会会議規則第35条により木佐貫副会長に代行していただきたいと思っております。

それでは木佐貫副会長お願いいたします。

（大村議長退席）

（木佐貫副会長議長席へ）

議長代理（木佐貫）

それでは大村議長に代わって議事を進行させていただきます。  
では、事務局の説明をお願いします。

事務局（中村）

それでは説明いたします。資料7ページをご覧ください。

賃借権の66番、貸人は〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、借人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規5年の利用権設定でござい

ます。なお、農地の名義人は〇〇さんとなっており、未相続農地のため、相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

資料 10 ページをご覧ください。

所有権移転の 71 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりに売買による所有権の移転でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

#### 議長代理（木佐貫）

ありがとうございました。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。  
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。  
よって本案は原案のとおり承認することに決しました。  
それでは、質疑が終了したので、大村議長の入室を認め議事進行をお願いしたいと思います。

（大村議長入室）

（木佐貫副会長と議長交替）

#### 議長（大村）

それでは引き続き議事を進めさせていただきます。資料 12 ページの所有権移転の 74 番については譲受人が〇〇委員の息子さんとなりますので、〇〇委員は質疑の間退席をお願いします。

（〇〇委員退席）

それでは、事務局の説明をお願いします。

#### 事務局（中村）

それでは説明いたします。資料 12 ページをご覧ください。  
所有権移転の 74 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおりに、売買による所有権移転でございます。以上で説

明を終わります。

**議長（大村）**

ありがとうございました。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「異議なし」の声あり）  
質疑を終結いたします。  
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。  
よって本案は原案のとおり承認することに決しました。  
それでは、質疑が終了したので、〇〇委員の入室を認めます。

（吉ヶ崎委員入室）

それでは、引き続き事務局の説明をお願いします。

**事務局（中村）**

それでは説明いたします。資料 6 ページをご覧ください。

賃借権設定の 63 番、貸人は〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり新規 2 年の利用権設定でございます。

次に 64 番、貸人は〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり新規 2 年の利用権設定でございます。

資料 7 ページをご覧ください。

次に 65 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 66 番につきましては、先ほど説明させていただきましたので、省略させていただきます。

資料 8 ページをご覧ください。

次に 67 番、貸人は〇〇さん、〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり新規 3 年の利用権設定でございます。なお、農地の名義人は牧原健一さんとなっており、未相続農地のため、相続人の過半の同

意を得ての賃借となります。

次に 68 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり新規 3 年の利用権設定でございます。

資料 9 ページをご覧ください。

使用貸借権の 69 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり更新 5 年の利用権設定でございます。

資料 10 ページをご覧ください。

所有権移転の 70 番、譲渡人は〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、譲受人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権移転でございます。

次に 71 番につきましては、先ほど説明させていただきましたので、省略させていただきます。

資料 11 ページをご覧ください。

次に 72 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権移転でございます。

次に 73 番、譲渡人は〇〇さん、〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、遺贈による所有権移転でございます。

資料 12 ページの 74 番につきましては、先ほど説明させていただきましたので、省略させていただきます。以上で説明を終わらせていただきます。

#### 議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもちまして日程第 2 議案第 15 号農地法第 3 条の規定による許可申請については原案どおり承認することに決しました。

**議長（大村）**

次に、日程第 3 議案第 16 号農業振興整備計画変更に伴う意見聴取について議題といたします。

今回は、農用地区域からの除外について 2 件の意見聴取を求められており、いずれも現地調査を行っております。

それでは、最初に資料 13 ページ、有限会社〇〇不動産さんからの農用地区域からの除外申請にかかる現地調査についての報告を稲村委員よろしく願います。

（稲村委員報告用）

それでは報告させていただきます。

令和 8 年 4 月 14 日火曜日に、農用地区域からの除外に係る現地調査を、私と有留委員、事務局 2 名の計 4 人で行いました。

なお、関係者として、譲受人の〇〇さんが出席されました。

今回の除外の目的は、申請地を転用し一定期間内に指定された建築業者で家を建てる建築条件付き土地として販売するためとなっております。

申請地は農用地区域の外周部に位置しており、現地を確認した結果、農用地区域から除外しても、周辺の営農条件へ悪影響を及ぼすおそれはないものと判断されます。

また、除外後は原則として転用が認められない第 1 種農地に該当するものと思われませんが、申請地の南側には 3 戸以上の集落の広がり確認できることから、不許可の例外である「集落への接続」に該当するものと思われま

す。以上の事から、本件については、農用地区域からの除外を認めても差し支えないものと思われま

**議長（大村）**

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

続いて資料 14 ページ、東串良町 ○○さんからの農用地区域からの除外申請にかかる現地調査についての報告を木佐貫委員よろしくお願ひします。

（木佐貫委員現地調査報告）

それでは報告させていただきます。

令和8年4月14日火曜日に、農用地区域からの除外に係る現地調査を、私と有留委員、事務局2名の計4人で行いました。

なお、関係者として、企画課より○○係長が出席されました。

今回の除外の目的は、老朽化している複数の公共施設を集約し、住民サービスの向上および防災拠点機能の強化を図るための複合施設の建設となっております。

申請地は農用地区域の外周部に位置しており、現地を確認した結果、農用地区域から除外しても、周辺の営農条件へ悪影響を及ぼすおそれはないものと判断されます。

また、除外後は原則として転用が認められない第 1 種農地に該当するものと思われませんが、今回の申請においては、申請者が町であり、目的が公共の利益であることから、転用の許可を要せず、農地の地目変更が可能であると思われまふ。

以上の事から、本件については、農用地区域からの除外を認めても差し支えないものと思われまふ

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方、よろしくお願ひいたします。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

村吉委員

はい。

議長（大村）

村吉委員。

村吉委員

この土地は、町が複合施設を建設予定ですよ。

事務局（出水）

そうです。

村吉委員

この話は、どこまで進んでいるのですか？私達も全然わからないんですよ。作るかつくらないかというのは。

事務局（出水）

今の質問につきましては、あくまで農業委員会は、この区域からの除外申請のみを受けておりまして、詳細につきましては分かっていない状況です。

事務局（宮之前）

企画課のホームページに計画中であることは掲載してありますが、農業委員会は農地の除外を申請するところなので、詳細を知りたいときには、ホームページや企画課へ問い合わせただければと思います。

議長（大村）

いいですか。

村吉委員

はい。

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(大村)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもちまして日程第3議案第16号農業振興地域整備計画の変更に伴う意見聴取についての審議を終えたいと思います。

議長(大村)

次に、日程第4議案第17号地域農業経営基盤強化促進計画の変更に対する意見聴取について議題といたします。

それでは事務局の説明をお願いいたします。

事務局(出水)

それでは説明させていただきます。今回の意見聴取は、議案第16号において審議された、除外後に有限会社〇〇不動産さんによって建築条件付き土地として転用される予定の申請地における地域計画の変更についてです。

現地調査の報告および申請内容の説明は、議案第16号でなされておりますので省略させていただきますが、申請地は農用地区域内農地の外周部に位置していることから、計画を変更しても、周囲の営農状況に悪影響を及ぼすものではないと思われま

すが、したがって地域計画を変更してもやむを得ないものであると思われま

以上で説明を終わらせていただきます。

議長(大村)

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」) の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上を持ちまして日程第4議案第17号地域農業経営基盤強化促進計画の変更に対する意見聴取について原案どおり承認することに決しました。

#### 議長 (大村)

次に、日程第5議案第18号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について議題といたします。

今回は申請が1件きており、現地調査を行っております。

それでは資料16ページ、有限会社〇〇さんからの申請にかかる現地調査の報告を松留立美委員よろしくお願ひします。

#### (松留立美委員現地調査報告)

それでは報告させていただきます。

令和8年4月14日火曜日に転用にかかる現地調査を私と松留和江委員、事務局2名の計4名で行いました。

なお関係者として今回の借人となっている〇〇産業さんが出席されました。

今回の転用目的は、砂取業者である申請人が砂を採取するものです。

申請地は、転用が原則禁止されている農用地区域内農地に該当すると考えられますが、今回の申請は転用期間が1年間と限定されていることから、不許可の例外である「農地の一時転用」に該当するものと考えられます。

また、申請地は地域計画の区域内にも該当していますが、一時転用であるため、計画の変更は不要であると考えられます。

なお、採取に伴う工事についても、苦情等が生じた場合には業者が誠意をもって対応するとしており、転用を許可しても特に問題はないものと考えられます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方、よろしくお願ひいたします。

議長（大村）

ありがとうございました。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。  
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大村）

異議なしと認めます。  
よって、本案は原案どおり承認することに決しました。

以上をもちまして日程第5議案第18号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請については原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第6議案第19号の農地のあっせん委員の選任についてを議題といたします。

今月は売買・賃借を求める申出が1件ございます。

本案につきましては、事務局の説明後、あっせん委員を選任していきたいと思えます。どのような方法で選任したらよろしいでしょうか。

意見がないようなので、事務局一任とさせていただきます。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局（出水）

それでは、農地あっせん申し出について説明させていただきます。  
資料17ページをお開きください。

申請人は本町川東に在住している〇〇さんで、農地の売買もしくは賃借を希望されておられます。

条件については、選任されたあっせん委員に一任するとのことではありますが、出来る限り有償による権利設定を希望するとのことです。

申請地は全2筆で資料17ページにある通り、いずれも農用地区域内農地、地域計画区域内農地に該当しております。

資料 18 ページに申請地周辺の地域計画における担い手を記載しておりますので、あっせんの際には農地の最適化を進めるためにも優先的に話を進めていただきますようお願いいたします。

なお、農地情報をホームページと農業委員会窓口において公開することにも了承を得ています。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしく申し上げます。

#### 議長（大村）

ありがとうございました。

それでは、事務局一任という声がありましたので農地のあっせん委員を、新川西の農地については、村吉委員と福岡委員を、川東の農地については、松留和江委員と松留立美委員を指名し、委員長については、それぞれ村吉委員と松留和江委員をお願いしたいと思います。

また、本議案は、5月15日までを申出期間とします。

あっせん委員は活動において農地購入の話を受けても、期間中は保留していただきますようお願いいたします。

以上をもちまして日程第6議案第19号の農地のあっせん委員の選任については、ただいま指名いたしました方々をお願いすることに決しました。

#### 議長（大村）

次に、日程第7議案第20号令和8年度最適化活動の目標の設定等について議題といたします。それでは事務局からの説明をお願いします。

#### 事務局（宮之前）

はい、それでは説明させていただきます議案が第20号令和8年度されてきた活動の目標設定等についてでございます。

ページは19ページから21ページまで3ページにわたります。

最適化活動の成果目標につきましては、主に農地の集積とか遊休農地の解消、新規参入のを促進、三つを柱として取り組むこととなっております。

令和8年度の活動計画を設定するにあたり、国とか県それから町の現状を踏まえまして目標を定めるものでございます。

この計画活動によりまして、委員の皆様の皆様の上乗せ報酬が支給されているところでございます。

19ページに農業委員会の状況が記載されております。一応任期が、今年の7月19日までとなっております。

農業委員の方が定数8名、認定農業者が6名で、大村さん、木佐貫さん、稲村さん、鶴丸さん、桜木さん、吉ヶ崎さんが認定農業者、それから女性のところに内村委員が中立委員もかねて1名となっております。

右の方の農地最適化の推進につきましては、定数が8名、実数も8名、担当地区としまして、柏原地区と池之原地区の2地区が設定されているところでございます。

2番目の農家・農地等の概要でございますが、これは農林業センサスの状況の調査に基づいております。

総農家数としまして、町内では524件が、あがっているところでございます。

右の認定農業者のところは、農林水産課の情報を記載しております。

下の方に行きまして耕地面積ですね、東串良町の農地の面積は田んぼが814ヘクタール、畑が535ヘクタール、合計で1,350ヘクタールが、東串良町の農地として統計であがっております。

20ページをご覧ください。

こちらからは最適化の目標でございます。集積それから遊休農地の解消等、新規参入の促進になりますが、まず一つ目の農地の集積でございますが、今1350haが東串良町の農地の面積でございますが、これまでの集積面積、これは農林水産課の調査、昨年3月31日現在で、813.3ヘクタールの担い手への集積を受け、現在は60.2%となっております。

下の方に、目標としまして、今年は、県から示されているように目標の2段目のところに新規面積36.9ヘクタールで東串良町は、担い手に集積しなさいという県から示される数字でございますが、それでいきますと今年度の末の面積としては850.2ヘクタール集積率としましては63%を目標に設定をしております。

(2)の遊休農地の解消でございますが、一応5ヘクタール、緑区分が2.22、黄色が2.8ぐらい、去年の農地パトロールの実績で、東串良町の遊休農地が5ヘクタールあるというところでございます。

②の目標では、この計画書上、一応ですね令和3年度の遊休農地の面積を5年間で解消しなさいというのが、元々の目標がありまして、年間的には一応0.8ヘクタールずつ解消していきますよという目標になっております。

続きまして21ページ目を御覧ください。

新規参入の促進のところでございますが、今実績としまして5年度が1経営体、それから6年度が2経営体、昨年度は新規の参入は、0経営体となっております。これも農林水産課の方の調査とあわせてあげる形になっております。

目標としましては、今後、担い手の育成とか新規の農業者の方の確保に努めていきたいと考えております。次2番目、最適化の活動目標でございますが、本年度も1人当たり活動日数としましては、月10日を目標に掲げております。活動強化月間としましては、一応今月からなんですけど、4、5、6月で遊休農地の解消ということで農地パトロールを実施していきます。

それから11月と1月につきましては、もちろん集積として、リレーションシップ活動、貸したい、借りたいの総点検の強化月間として掲げております。

(3)の新規就農相談会の参加につきましては、例年農林水産課の方が新規就農者の巡回ということを実施してございまして、本年度も農林水産課と連携して、新規就農の巡回指導をしていきたいと思っております。その時には、担当地区の委員の方々にも協力をお願いすると思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

以上で令和8年度の最適化活動の目標設定について説明を終わらせていただき

ます。よろしくお願ひいたします。

議長（大村）

ありがとうございました。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。  
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大村）

異議なしと認めます。  
よって、本案は原案どおり承認することに決しました。

以上をもちまして、日程第7議案第20号令和8年度最適化活動の目標の設定等については、原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第8議案第21号令和8年度東串良町農業委員会活動計画について議題といたします。それでは事務局からの説明をお願いします。

事務局（宮之前）

はいそれでは説明いたします。22ページをご覧ください。  
令和8年度東串田町農業委員会の活動計画についてでございます。

基本方針としましては、農業委員会を基本である農業者の公的な代表機関として地域の農業の活性化、農業生産力の発展および農業経営の合理化を図り農業者の生活向上に寄与するため、施作を推進するとともに、農業委員会等に関する法律などに基づく任務を適切に遂行し、農業の振興と農業施策を確立するため積極的な活動を展開するものです。

活動計画としましては、そこに記載されてありますが、担い手への農地集積、集約化、それから遊休農地の発生防止と解消、それから農地利用状況調査とか認定農家の育成、新規就農者の確保、それから農業者年金の加入促進、推進、

新聞の普及、農地パトロール、無断転用の防止などがございます。  
また農林水産課が策定している地域計画の取り組みとしまして、貸したい、借りたいの意向調査の把握とか、それから、地区で行われる話し合いの活動への参加が求められているところでございます。  
月別の活動の計画でございますが、一応毎月 10 日から 15 日ぐらいに現地調査、それから 25 日前後に定例総会を設定しております。  
6 月には農地パトロールの強化月間、今月から行いますが、4、5、6 月で農地パトロールを実施していただきます。  
7 月を見ますと、今回の任期は 7 月までですので新たな委員になったときの臨時総会が予定されております。それから 10 月には農地パトロールに基づく非農地判断協議が予定されております。  
11 月、1 月には貸したい、借りたいの総点検の強化月間として目標とさせていただきます。  
以上で令和 8 年度の計画について説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（大村）

ありがとうございました。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。  
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大村）

異議なしと認めます。  
よって、本案は原案どおり承認することに決しました。

以上をもちまして、日程第 8 議案第 21 号令和 8 年度東串良町農業委員会活動計画については、原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

続いて、来月の予定について事務局から案内をお願いいたします。

事務局（宮之前）

5 月の予定ですが、現地調査を 14 日木曜日、定例総会を 26 日火曜日、

総会の申請締切が、30日木曜日となっております。

議長（大村）

ありがとうございました。

以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。  
これをもちまして、東串良町農業委員会令和8年第4回定例総会を閉会いたします。